

## 富士川町地域公共交通活性化協議会規約

### (設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」）第6条の規定に基づき地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、協議会として設置する。

### (名称)

第2条 この会の名称は、富士川町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

### (事務所)

第3条 協議会の事務所は、富士川町天神中條1 1 3 4番地 富士川町役場内に置く。

### (目的)

第4条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取組を総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

### (協議事項等)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 計画の作成及び計画の変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 協議会の運営に関すること。
- (4) その他協議会が必要と認めること。

### (組織)

第6条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

### (委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、富士川町地域公共交通会議の期間とする。

2 委員に欠員が生じた場合は前任者の残任期間とする。

### (会長)

第8条 会長は、富士川町長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

### (副会長)

第9条 副会長は、委員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が複数人いる場合は会長が指名する学識経験者とする。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代理する。

(監査員)

第10条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第11条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、富士川町役場内に事務局を置く。

2 事務局には事務局長を置き、富士川町防災交通課長をもって充てる。

3 事務局員は、富士川町防災交通課担当職員をもって充てる。

(協議会の会議の運営等)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の決議の方法は、会議出席委員の過半数を以って決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

6 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

7 会議は公開で行うとともに、協議会に関する情報は富士川町のホームページ等を利用して公表する。

(経費)

第13条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第15条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が清算する。

(規約の変更)

第16条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

## 附 則

この規約は、平成22年3月8日から施行する。

この規約は、平成23年5月24日から施行する。

この規約は、平成28年6月27日から施行する。

この規約は、令和元年6月26日から施行する。

この規約は、令和4年6月27日から施行する。

別表 1 (第 6 条 関係)

区分	委員
<p>法第 6 条第 2 項第 1 号の委員</p> <p>(地域公共交通計画を作成しようとする市町村)</p>	<p>富士川町長</p>
<p>法第 6 条第 2 項第 2 号の委員</p> <p>(関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者)</p>	<p>山梨交通株式会社            社団法人山梨県バス協会            山梨県タクシー協会            有限会社青柳タクシー            有限会社豊栄タクシー            有限会社鯉沢タクシー            国土交通省甲府河川国道事務所峡南国道出張所長            山梨県峡南建設事務所長            富士川町土木整備課長</p>
<p>法第 6 条第 2 項第 3 号の委員</p> <p>(関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者、その他の当該市町村が必要と認める者)</p>	<p>関東運輸局山梨運輸支局長            山梨県県民生活部交通政策課長            山梨県鯉沢警察署長            学識経験者                区長会会長                商工会会長                社会福祉協議会会長                校長会会長                山梨交通労働組合乗務員代表                事業用自動車運転手代表            地域公共交通の利用者                利用区域の区長</p>